

本科 1 期 6 月度

解答

Z会東大進学教室

## 東大日本史



## 8章 幕藩体制の安定

### 問題

#### 解説

##### 【着眼点】

鎖国体制は、キリスト教禁教と貿易統制を2本柱とする体制であること、また、鎖国下の対外関係については、「四つの口」（長崎・対馬・薩摩・松前）がわかつていれば容易に解答できるであろう。

##### 【知識の整理】

「鎖国」は一般的には幕府が1630年代に打ち出した意図的政策だといわれるが、幕閣が「鎖国」政策をとった当時、その政策で「国を<sup>とざ</sup>鎖す」ということを意図したかどうかは疑わしい。鎖国政策を形作るとされる日本人の海外渡航の禁止、武器輸出の禁止、キリスト教の禁止とカトリック教徒の入国の禁止等々の政策は、確かに幕府によって発令された。しかし、幕閣はそれが日本を世界から切り離すことだと想っていなかったであろう。「鎖国」は徳川時代を扱った歴史文献に頻出する用語だが、17世紀当時の用語ではない。それだけではなく、当時の日本人が自国の政策や歴史について抱いていた見方を表したものでもなく、1690年代に日本を訪れたヨーロッパ人が抱いた考えが誤訳され、その誤訳された概念がずっと後の19世紀になって歪曲されて日本に持ち込まれたものである。

1633～39（寛永10～16）年にかけて、老中が長崎奉行に出した一連の5つの禁令は、一括して「鎖国令」とされている。確かに、これらの禁令はポルトガル人を従前の長い貿易関係から排斥し、日本とヨーロッパとの接触を、長崎における少数のオランダ人のみに制限する上で効果のあったことは事実である。だがその禁令は、日本を世界から閉ざす意図を示していたわけではなく、むしろ、幕府の綿密な統制の下ではあるが、日本とうまくやっていける外国と将来にわたり関係を維持しようとしたことを示したものである。

鎖国政策に関する政策を年表にしたものを次ページに再度掲げておく。

## ●鎖国の過程

1612（慶長17）年	直轄領に禁教令が出される
1613（慶長18）年	全国に禁教令
1614（慶長19）年	高山右近らキリシタンを国外追放
1616（元和2）年	ヨーロッパ船の寄港地を長崎・平戸に限定
1622（元和8）年	長崎でキリシタン55名を処刑（元和大殉教）
1627（寛永4）年	島原藩主松倉重政がキリシタン16人を雲仙火口に投げ込む
1630（寛永7）年	書物改役を設置し、キリシタン関係書の輸入禁止
1631（寛永8）年	外国向けの商船に、朱印状の他、老中奉書を交付すること（奉書船制度）を定める
1633（寛永10）年	奉書船以外の海外渡航禁止（鎖国令I）
1634（寛永11）年	日本人の海外往来通商を制限（鎖国令II）
1635（寛永12）年	日本人の海外渡航・海外居住地からの帰国禁止（鎖国令III） 武家諸法度改正→キリシタン厳禁、諸藩で宗門改
1636（寛永13）年	長崎・出島にポルトガル人を収容（鎖国令IV）
1637（寛永14）年	島原の乱（～38年）
1639（寛永16）年	ポルトガル船の入国禁止（鎖国令V）
1640（寛永17）年	オランダ・中国にのみ通商許可、オランダ船は平戸、中国船は長崎に限って貿易 宗門改役設置、宗門改帳作成
1641（寛永18）年	平戸のオランダ商館を長崎・出島に移す

## 【解答のポイント】

①鎖国=禁教の徹底と貿易の管理統制を2本の柱とする外交政策

〈四つの口〉

国交は以下の4つに限定。

②中国・オランダ-長崎を通じて貿易と海外情勢を入手

③朝鮮-対馬の宗氏を介して通信使

④琉球-薩摩の島津氏を介して慶賀使

⑤蝦夷地-松前氏を介して交易

### 解答例

鎖国体制とは、キリスト教禁止の徹底と幕府による貿易の一元的管理・統制を二本柱とする体制である。この鎖国制下に幕府は、長崎を通じて中国・オランダとは貿易と海外情勢についての情報入手を行い、対馬の宗氏を介して朝鮮からは通信使を、薩摩の島津氏を介して琉球からは慶賀使を受け入れた。また松前氏を介して蝦夷地とも交易を行った。このように鎖国下の対外関係は四つの口を通じた限定されたものであり、これら以外の国とは国交をもたなかつた。

(210字)

## 添削課題

### 解説

#### 【着眼点】

- A いわゆる文治政治への転換の背景が問われている。これを必要とした事情については容易に浮かぶだろうが、それを可能とする条件が整っていたことにも注目したい。
- B 文治政治とはどのような政治かが問われている。これが幕藩体制をどのように安定させようとしたものであったかを考えよう。

#### 【知識の整理】

##### ●元和偃武と武断政治の展開（家康～家光の治世）

江戸幕府の全国武力統一は、1600（慶長5）年の関ヶ原の戦い、1615（元和元）年5月、大坂夏の陣での豊臣氏の滅亡、すなわち元和偃武（戦乱の終結＝太平の到来）で完成するが、江戸幕府の支配はこれらの戦役のみではなく、戦後の諸大名への知行の給付・安堵という全国知行権の掌握と、法度と制度による支配体制の固定化によって完成したといえる。

江戸幕府は豊臣氏滅亡の2カ月後の7月に、武家諸法度、禁中並公家諸法度、諸宗寺院法度を相次いで発布して、法度による支配の方向を明確にするとともに、この法度を実効あらしめるために、その全国知行権と圧倒的な武力を背景に武断政治を展開していった。

江戸幕府の、全国知行権を行使しての大名統制策には、改易・減封・転封の3種類があるが、そのうち最も重いのが改易（大名家の取りつぶし＝知行の没収）である。改易は幕府の支配の安定する17世紀半ば以降は大きく減少するが、家康から家光に至る3代の間はその数・没収高ともに著しく多い。なかでも、家光治世下では無嗣廃絶263万石、処罰241万石にのぼり、これによって幕府の大名支配、大名の領国はほぼ確定することになったが、改易の理由は以下の3つに大別できる。

###### ①関ヶ原の戦い、大坂の役

：豊臣氏65万石など。関ヶ原の戦いでは減封も含め、600万石余にのぼった。

###### ②無嗣廃絶

：跡継ぎのない大名家の断絶。幕藩体制の養子についての制限は厳しく、必ず藩主の生前に幕府の許可が必要であり、末期養子（大名が死に際し、または死後養子を申し出ること）は禁じられていた。この種の改易は57家400万石に及ぶ。

###### ③幕府の処罰

：城郭の無断修築（福島正則、広島49万8千石など）、お家騒動（加藤明成、会津42万石など）の他、藩主としての資質を咎められた徳川忠長（駿河府中55万石）など、62家600万石にのぼる。

##### ●文治政治への転換（家綱～綱吉の治世）

###### (1) 幕藩体制の安定

江戸幕府初期の3代にわたる武断政治の結果、幕府による大名支配は安定期を迎えた。このことは、1664（寛文4）年、4代将軍徳川家綱が全大名に同時に領地宛行状を発給し、その知

行を安堵（寛文朱印改め）したことに現れており、それまで將軍が各大名との主従関係の確認に基づいて発給していた領地宛行状が一斉に発給されたことによって、「御恩の給付者としての將軍」と「給人としての大名」の立場が明確になった。同様に、諸藩における大名と家臣との関係も安定し、家綱の代には文治政治への転換を可能とする条件が整っていた。

### (2) 牢人問題

幕府の体制が安定していく中で、問題となってきたのは時代・社会の安定についていけなかった者たちの存在である。それらは牢人問題、かぶき者の横行という形で現れてくる。

家光時代の改易・減封によって生み出された牢人は40万人といわれるが、戦乱の絶えた世に彼らの仕官の道は狭く、さらに、牢人払い・武家奉公払いという幕府の政策によって抑圧された牢人たちの中には以下のような謀叛を企てる者も現れ、社会不安の原因となっていた。

#### ①慶安の変

：由井正雪の乱。3代將軍家光の死後の1651（慶安4）年に、兵学者由井正雪が牢人丸橋忠弥らと企てた幕府転覆未遂事件。未然に発覚して正雪は自殺、忠弥は処刑。

#### ②承応の変

：1652（承応元）年、牢人軍学者戸次（別木）庄左衛門らによる、増上寺での老中襲撃未遂事件。未然に発覚、処刑。

これらの事件後、幼少の將軍家綱を支える大老酒井忠清、老中松平信綱、家綱の叔父保科正之ら幕閣中枢は、牢人発生（主家の断絶）の最大の原因となっていた「末期養子の禁」の緩和に踏み切ることになった。

### (3) かぶき者の横行

牢人と並んで社会不安の原因となっていたのがかぶき者の横行である。かぶき者とは、異様・異装の風体をし、市井で乱暴狼藉をはたらく者の総称であるが、彼らの多くは旗本・牢人であり、戦国から太平への時代の変化に取り残され、前代の風潮（戦国の遺風）を捨て切れぬ者たちであった。

この傾向は次第に力をつけつつあった町人層にも影響を与え、旗本<sup>やっこ</sup>奴と町奴の対立も起こり、治安維持の面からも問題になっていた。

### (4) 文治政治の展開

以上のような問題への対処として、家綱から綱吉の時代には文治政治への転換がめざされた。文治政治とは、儒教の徳治主義に基づいて、武力による支配を改め、忠孝といった倫理や儀礼の尊重によって支配の安定をはかる政治である。「大名証人制の廃止」「殉死の禁止」といったいわゆる寛文の二大美事や、綱吉の時代の「生類憐みの令」「服忌令」などの諸政策として継承され、社会価値の転換がはかられた。

## ●武家諸法度の変遷

武家諸法度は江戸時代の大名統制法であり、1615（元和元）年、2代將軍徳川秀忠の時に、家康の命により最初に発布され（元和令）、以後、將軍代替わりごとに改変、発布された（7代將軍徳川家継、15代將軍徳川慶喜は発布していない）。この中で大きな改変のあったものは、1635（寛永12）年の3代將軍徳川家光による寛永令、1683（天和3）年の5代將軍徳川綱吉による天和令であり、8代將軍徳川吉宗以降は天和令が踏襲された。

### (1) 元和令（1615年）

元和の武家諸法度の第1条および第2条は大名としての心得であり、第1条「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」では、治者としての心得の他に、軍事指揮者としての心得を大名に示し、第3条「法度を背く輩、国々に隠し置くべからざる事」以下、第8条の「私に婚姻を締ぶべからざる事」までは、中央権力者の立場から大名の反乱防止策を定めている。また、第13条では「国主、政務の器用を撰ぶべき事」とし、大名の資格をその統治者としての資質に求めており、この段階では嫡子相続だけでなく、大名の所領の世襲も確定したものとは考えられていなかつたことがわかる。

### (2) 寛永令（1635年）

家光の寛永令では、第2条で參勤交代の作法を制度化し、第17条で大船建造が禁止したことが大きな改変点であるが、その他では、先の元和令の第13条が消え、大名の資格が適任者から、世襲制に移行していることを示している。また、第19条「万事江戸の法度の如く、国々所々に於て之を遵行すべき事」では、諸藩の領国統治は幕府の仕方に従って行うことが明文化されて、中央権力者としての幕府と領域支配者である大名との支配・被支配の関係が確立したことを見出している。

### (3) 天和令（1683年）

天和令第1条は「文武忠孝を励まし、礼儀を正すべきの事」から始まり、ここでは家康以来の軍事指揮者としての大名から一国の行政責任者としての大名への転身がはかられ、幕府による全国支配が武力による支配から、儒学に基づいた倫理・道徳による支配へと移ってきたことが示されている。また、第12条では「養子は同姓相応の者を撰び、若之無きにおみては由緒を正し、存生の内言上致すべし」として、いわゆる末期養子の禁の緩和を明文化するとともに、相続の要件を「同姓相応」または「由緒を正し」として、家による大名の相続を確定した。さらに「附けたり」で「殉死の儀、弔制禁せしむる事」と家綱の時代に口頭で伝えられた殉死の禁をも明文化した。これによって家臣は大名の死後はその後継者に奉公することを義務付けられ、主人と従者の関係は個人としてではなく、主人の家（大名家）と家臣の家との主従関係に固定され、安定することとなった。

#### 【解答のポイント】

A

- ①可能とした条件…幕府による支配の安定
- ②必要とした条件…牢人の増加、かぶき者の横行などの社会不安の増大

B

- ①文治政治への転換による支配の安定
- ②大名家の存続と殉死の禁止による身分秩序の固定化

**解答例**

A 徳川家光の武断政治によって徳川幕府の大名支配は確立し、強権政治の必要性は消滅した。一方で相次ぐ大名の改易は牢人の増加を招き、また武士社会には戦国の遺風が残存してかぶき者が横行するなど社会不安の原因となっていたため、抑制を図る必要があった。

(120字)

B 幕府は大名の心得を武芸の奨励から忠孝などの倫理に移し、戦国以来の武力による救済を廃して文治政治による支配の安定を図り、また、大名家の存続を図るとともに殉死を禁じ、忠義の対象を大名個人から大名家へ置き換えて身分秩序と支配体制の固定を図った。

(120字)